

通学（定期券申込可）経路資料

- 1 通学定期券は、自宅最寄駅から学校最寄駅までの合理的経路に限り利用が認められます。学校の最寄り駅は JR 九産大前駅又は西鉄香椎花園前としています。
- 2 原則として以下の経路は通学経路として認めません。
 - ・学校までの方向と逆行する経路
 - ・学校最寄駅を通過する経路
 - ・明らかな遠回りとなる経路（乗り換え回数の増加、運賃の増加を伴うもの）
 - ・学校最寄駅まで到達しない経路（西鉄電車に乗り換えないのに、千早駅又は香椎駅までとする経路）

例1：長者原駅より宇美駅側から通学する場合で、長者原で篠栗線に乗り換え、吉塚駅周りでの経路は通学経路として認めません。

例2：香椎駅より西戸崎駅側から通学する場合で、和白駅で西鉄電車に乗り換えず、香椎駅又は千早駅まで行き西鉄電車に乗り換える経路は通学経路として認めません。

但し、九産大前駅よりも北九州側から通学する場合で、九産大前駅を通過し、香椎駅又は千早駅で西鉄電車に乗り換える経路に限り（西鉄電車の定期券を購入する場合に限り）、九産大前駅を通過する経路を通学経路として認めます（徒歩距離及び通学上の負担を総合的に勘案）。

また、香椎駅よりも長者原側から香椎線で通学する場合、香椎駅で鹿児島本線に乗り換え、千早駅で西鉄電車に乗り換える経路に限り（西鉄電車の定期券を購入する場合に限り）、香椎駅から千早駅まで逆行する経路を通学経路として認めます（徒歩距離及び通学上の負担を総合的に勘案）。